

## 第二管区海上保安本部公示第41号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和4年12月20日

第二管区海上保安本部長

宮 本 伸 二（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

秋田県秋田港湾事務所長

秋田県秋田市土崎港西一丁目7番1号

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 秋田港（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和5年 1月10日から

令和5年 3月31日までの内4日間

### 3 水路測量の実施方法

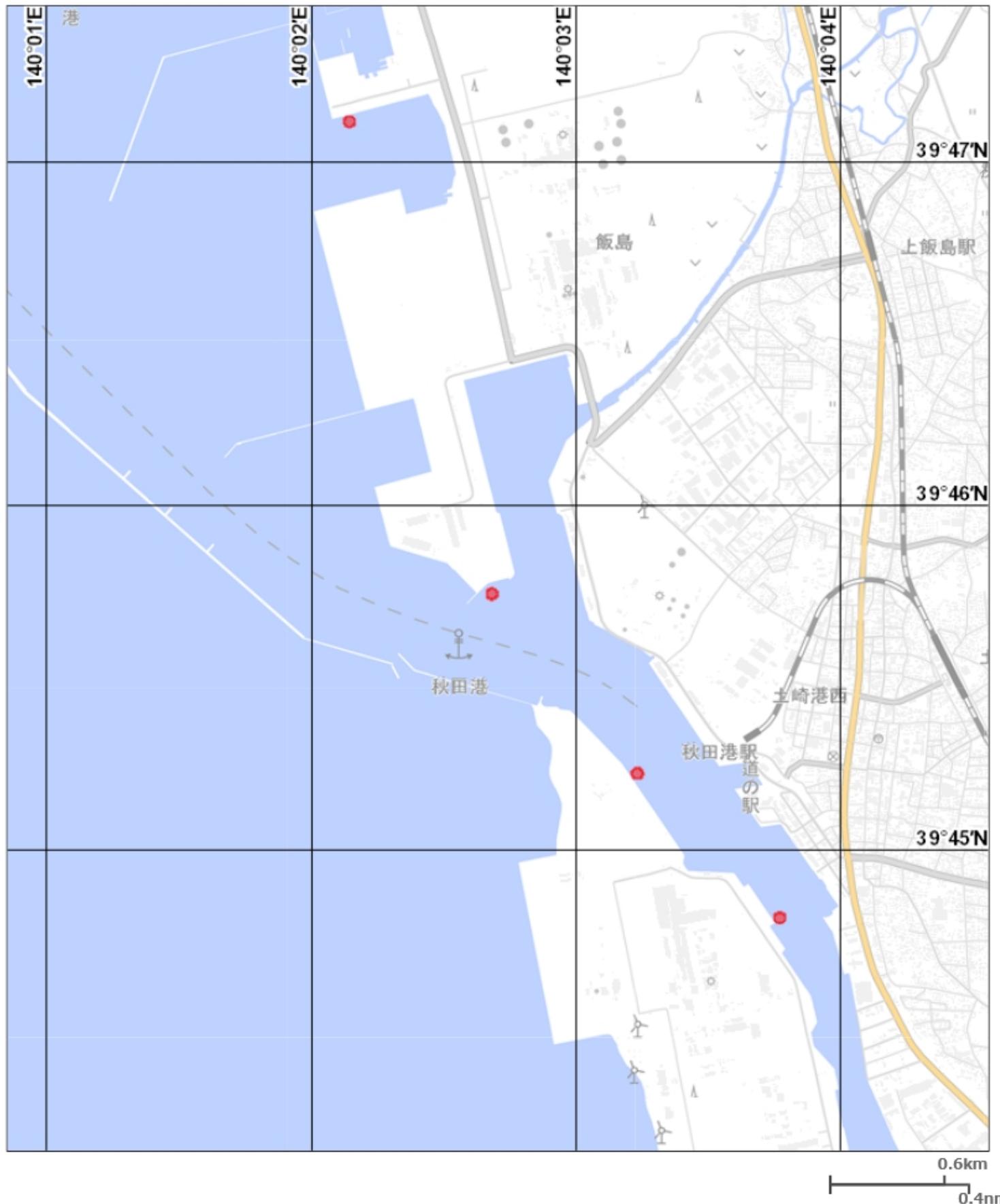
GPSによる測位及び音響測深機による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

イ 測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

ロ 二管区水路通報第50号（令和4年12月23日発行）により周知

# 調査区域（秋田港）



経緯度線